

栽培漁業基本方針・基本計画について

令和4年12月20日
岩手県水産審議会
資料 7

- 沿岸漁場整備開発法第六条に基づき、**国**は、栽培漁業の推進について、基本的な考え方や関係機関の連携、役割、方向性などを示した「**栽培漁業基本方針**」を策定しています。
- **都道府県**も、この**方針に調和した計画（栽培漁業基本計画）**を策定し、栽培漁業（つくり育てる漁業）を推進しています。
- 国は、令和4年7月に第8次の栽培漁業基本方針を示したことから、県においても、第8次の栽培漁業基本計画を**令和4年度中に策定**します。

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）

第六条

農林水産大臣は、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、水産政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、**水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。**

第七条の二

都道府県は、その区域に属する水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八条第三項に規定する内水面を除く。以下同じ。）における沿岸漁場の生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、**水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。**

【農林水産大臣】

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（第6条）

内容の調和

【都道府県】

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（第7条の2第1項、第2項）

- ・ 水産動物の種苗の放流等に関する指針
- ・ 放流等を行うことが適当な水産動物の種類
- ・ 水産動物の種苗の放流数量の目標
- ・ 特定水産動物育成事業に関する事項
- ・ 技術開発に関する事項
- ・ 放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項
- ・ その他必要な事項